

## 第3回筑後市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年9月5日 午後1時25分～午後3時48分

場 所 中央公民館 3階 視聴覚室

出欠者 出席者 16名 欠席者 0名

議 事 1. 開 会

2. 議事録署名人の指名

3. 付議事案

報告 第1号 農地法第18条の規定による合意解約について

報告 第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権  
解約について

議案 第1号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権  
移転について

議案 第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権  
設定について及び農地中間管理事業にかかる農用地利用  
集積等促進計画について

議案 第3号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権  
設定について

議案 第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第5号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案 第6号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について

議案 第7号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案 第8号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用集積計画の変更  
について

議案 第9号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更  
について

4. 閉 会

## 出席委員（16名）

1 番	松永 博視	2 番	富安 春二
3 番	吉武 正悟	4 番	鶴田 清
5 番	田島 雅弘	6 番	河原 努
7 番	溝口 弘之	8 番	中村 伸秀
9 番	下川 一馬	10 番	中村 勇次
11 番	城戸 孝行	12 番	井寺 知江子
13 番	下川 隆稔	14 番	成清 輝美
15 番	岡本 義照	16 番	近藤 茂

## 本会議に欠席した農業委員（0名）

## 会議に出席した事務局職員

事務局長	井 上 浩 二
課長補佐兼担当係長	中 村 敏 和

午後1時25分 開会

## ○事務局

皆さん、お昼からお疲れ様でございます。時間前ですけど、お揃いですので始めさせていただきますと思います。

携帯電話とかは、マナーモードをお願いいたします。それから、マスクについては、着用は各自で判断をお願いしたいとは思います。よろしくをお願いいたします。それでは、会長、ご挨拶をお願いします。

## ○議 長

皆さんこんにちは。お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。

耕作放棄地調査がですね、水田と西牟田が残っておりますけど、熱い中大変ご苦労様でした。

本日はですね、全員出席ということでございます。今からですね、注意事項ということですけど、議案も今日は盛沢山ありますので、効率的な審議になるよう、事務局からの説

明は簡単にお願ひしまして、発言される委員さんは、議長の許可を得てから、議案の審議に必要なものを、簡潔にお願ひし、議案の審議に影響のない質問につきましては、最後の協議事項にお願ひしたいと思います。

本日の議事は、報告事項が2件、議案が9件でございます。

慎重なるご審議と、円滑な会議の進行にご協力をお願ひします。

それではですね、本日の議事録署名人の指名を行います。5番の田島雅弘委員と6番の河原努委員にお願ひします。

それでは、早速、報告事項にはいります。

報告事項は、1号2号ということで、続けて事務局からの説明をお願ひします。

#### ○事務局

議案書の1ページをお願ひいたします。

---

#### 報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約について

でございます。

---

農地法第3条で使用貸借をされておりました田3筆の合意解約でございます。

第1項、所在中牟田、田3筆、面積計2,842.00㎡、解約事由は法人百世へ貸し付けされるためでございます。解約後については、8ページで貸借権の設定が出ております。あとで、確認をお願ひいたします。

続きまして、議案書の2ページをお願ひいたします。

---

#### 報告第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について

でございます。

---

利用権の解約は、第3項までございますが、第1項のみ説明させていただきます。

第1項、所在水田及び下北島、田14筆、畑2筆、面積計16,396.00㎡、解約事由は売買のためでございます。解約後については、備考に書いてますとおり、4・5ページの議案第1号第1項所有権の移転で、また、ご説明をしたいと思ひます。説明は以上でございます。

#### ○議長

ありがとうございました。これで報告事項は終わります。

次に、議案第1号を提案いたします。事務局からの説明をお願いします。

○事務局

4ページをお願いいたします。

---

**議案第1号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権移転について**  
でございます。

---

第1項、所在水田及び下北島、地目田14筆畑4筆、面積計15,853.00㎡、渡人、大字上北島の\_\_\_\_さん、受人、大字尾島の\_\_\_\_さん、利用目的は米・麦・大豆、売買価格は総額で\_\_\_\_円でございます。引渡しは令和5年9月20日でございます。受人の\_\_\_\_さんは令和5年5月にあっせん登録をされております。説明は以上です。

○議長

説明は終わりましたが、議案第1号について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第1号について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

**【賛成者挙手】**

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第2号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

6ページをお願いいたします。

---

**議案第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について及び農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画について**  
でございます。

---

中間管理事業の利用権設定でございます。第1項のみ説明いたします。

権利種別、貸借権設定、第1項、所在井田の田1筆、面積1,146.00㎡、利用権、賃貸借、貸人、大字津島の\_\_\_\_さん、借人、\_\_\_\_、利用目的、米・麦・大豆、借賃、反当り\_\_\_\_円、期間は約5年間でございます。説明は以上でございます。

## ○議 長

説明も終わりましたので、第2号について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第2号について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

### 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第3号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

## ○事務局

7ページをお願いいたします。

---

### 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について でございます。

---

利用権設定は新規1件、再設定2件でございます。第1項のみ説明させていただきます。

権利種別、貸借権設定、第1項、所在大字新溝及び長浜、地目畑3筆、面積計3,398.00㎡、利用権は賃貸借、貸人、大字新溝の\_\_\_\_\_さん、借人、大字溝口の\_\_\_\_\_さん、利用目的、茶、借賃は反当り\_\_\_\_\_円、期間は約5年間でございます。

続きまして集計の説明をさせていただきます。議案書の9ページをお願いいたします。

括弧書きは中間管理事業分で内数となっております。全部の合計のみ読み上げます。

左上の総計でございます。田4件、面積8,811.00㎡、畑1件、面積3,398.00㎡。合計5件で12,209.00㎡でございます。新規・再設定別では、新規2件、再設定3件、通年・期間借地の別では、通年5件、小作料納入別では、金納4件、使用貸借1件でございます。右の表をご覧ください。

貸借期間別でございます。4年が1件、5年が3件、10年が1件となっております。説明は以上でございます。

## ○議 長

説明は終わりました。第3号について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

質問も無いようでございますので採決を行います。

議案第3号について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

### 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第4号を提案いたします。本日の農地法の案件は5件でございます。

それでは、第1項について、事務局の説明をお願いします。

○事務局

10ページをお願いいたします。

---

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について でございます。

---

第1項、契約売買、所在前津、地目田3筆、面積計676.00㎡、渡人、大字前津の\_\_\_\_さん、受人、大字前津の\_\_\_\_さん、申請事由は規模縮小のためでございます。

作物は露地野菜でございます。売買価格は反当り\_\_\_\_円でございます。説明は以上でございます。

○議長

第1項について、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

羽犬塚校区の鶴田です。ただ今の事務局の説明のとおりです。ご審議の程よろしく  
お願いいたします。

○議長

説明も終わりましたので、質問のある方はどうぞお願いします。

質問も無いようでございますので採決をとります。

第1項について、許可することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございます。許可することにいたします。

次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、契約売買、所在和泉、地目田1筆、面積404.00㎡、渡人、大阪府豊中市の\_\_\_\_さん、受人、大字和泉の\_\_\_\_さん、申請事由は離農のためでございます。作物は露地野菜でございます。売買価格は総額で\_\_\_\_円でございます。説明は以上です。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

羽犬塚校区の鶴田です。ただ今の事務局の説明のとおりです。ご審議の程よろしく  
お願いいたします。

○議 長

説明も終わりました。第2項について、質問のある方はお願いします。

質問も無いようでございますので採決をとります。

第2項について、許可することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

11ページをお願いいたします。

第3項、契約売買、所在常用、地目田1筆、面積1,058.00㎡、渡人、大字常用の  
\_\_\_\_\_さん、相続人、\_\_\_\_\_さん、\_\_\_\_\_さん、受人、大字野町の\_\_\_\_\_さん、申請事  
由は規模縮小のためでございます。作物はミカンでございます。売買価格は総額で  
\_\_\_\_\_円となっております。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

ただ今の事務局の説明通りです。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議 長

説明も終わりました。第3項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

質問も無いようでございますので採決をとります。

第3項について、許可することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第4項について提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第4項、契約贈与、所在下北島、地目畑1筆、面積131.00㎡、渡人、大字下北島の

\_\_\_\_\_さん、受人は大字下北島の\_\_\_\_\_さん、申請事由は贈与のためでございます。  
作物は露地野菜でございます。説明は以上でございます。

○議 長

続いて、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

水田の下川です。事務局の説明通りです。審議をお願いします。

○議 長

説明も終わりました。第4項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

質問も無いようでございますので採決を行います。

第4項について、許可することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第5項について提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第5項、契約売買、所在鶴田、地目畑1筆、面積1,509.00㎡、渡人、大字鶴田の  
\_\_\_\_\_さん、受人は大字志の\_\_\_\_\_さん、申請事由は受人の希望による売買のため  
でございます。作物は露地野菜でございます。売買価格は総額で\_\_\_\_\_円でござい  
ます。説明は以上でございます。

○議 長

次、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

7番溝口でございます。ただ今の事務局の説明通りでございます。ご審議方よろし  
くお願いします。

○議 長

説明も終わりました。第5項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

質問も無いようでございますので採決をとります。

第5項について、許可することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、議案第5号、農地法第4条の転用について提案いたします。本日の案件は2

件であります。第1項について、事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書12ページをご覧ください。

---

議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について でございます。

---

第1項、所在北長田、地目田1筆、面積1,395.00㎡、申請人は、鶴田の\_\_\_\_\_さん、申請事由は貸資材置場整備となっております。場所の確認をお願いします。地図の1ページをご覧ください。

地図の上の4条の1と書いているところでございます。場所は、\_\_\_\_\_さんの隣になっております。こちらの農地は、広がりのある農地で第1種農地と判断しております。令和5年7月25日に農振除外が完了しております。こちらは高低差がありますので1m程度盛土をされる予定ですね、貸し先は隣の\_\_\_\_\_さんになります。説明は以上です。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

7番の溝口でございます。

ただいまの事務局の説明どおりでございます。

\_\_\_\_\_の資材置場ということでございます。

ご審議方よろしく申し上げます。

地図は1ページでございます。

○議長

説明も終わりました。第1項について、質問のある方はどうぞお願いします。

質問も無いようでございますので、採決をとります。

議案第5号第1項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、所在江口、地目田1筆、面積3,785.00㎡の内300.00㎡、申請人、久富の\_\_\_\_\_さん、申請事由は農業用倉庫建設となっております。場所の確認をお願いします。地図の2ページでございます。

申請の場所はですね、ちょっと分かりにくいんですけども、442号線ですね、\_\_\_\_\_から南に来たところでございます。こちらはですね、\_\_\_\_\_さんのご自宅が、ちょっと切れてますけれども、この西側にですね、300mのところにあります。こちらは広がりのある農地、第1種農地と判断しております、令和5年4月17日に用途区分の変更、いわゆる青地から黄地に替えられたものです。自宅を息子さんが新築されるにあたり、農業用倉庫も解体されることからですね、新たに倉庫が必要となったため、一番近いご自身の農地に建設されるものでございます。

出入口はこの南側から入られてですね、他の三方につきましては、コンクリートブロック2段から3段で被害防除をされるところでございます。説明は以上です。

#### ○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

#### ○担当委員

二川校区の松永です。

この場所はですね、\_\_\_\_\_からですね、南に行く幹線道路に面してます。全体が第1種農地なんですけど、他の農地に迷惑かかりませんので、大丈夫と思います。ご審議方お願いします。

#### ○議長

説明も終わりました。第2項について、質問のある方はどうぞお願いします。

質問も無いようでございますので、採決をとります。

第5号第2項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いします。

#### 【賛成者挙手】

全員賛成でございます。承認することにいたします。

次に、議案第6号、農地法第5条の事業計画の変更についてでございます。

事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

議案書13ページをご覧ください。

---

議案第6号 農地法第5条の規定による事業計画の変更申請について でございます。

---

第1項、契約賃貸借、所在前津、地目は既にですね、造成されてますので、その他雑種地2筆、面積2,044.00㎡、貸人、前津の\_\_\_\_\_さん、八女市の\_\_\_\_\_さん、借人、大阪市の\_\_\_\_\_さんとなっています。この変更の申請事由は当初計画のレストラン建設から隣接する\_\_\_\_\_への貸駐車場用地へ変更するものとなっております。場所の確認をお願いします。地図の3ページをご覧ください。

5条計画変更と書いているところで、八女市との境になります。この細長い形の所ですね、実際貸されるのは、右上に書いてあります、\_\_\_\_\_さん、というところになります。

こちらは、平成29年3月に許可を行った案件でございます、計画変更の理由としては、許可後の社会情勢、いわゆる442号線のバイパスといいますか、今、国道になってますけど、そちらのですね、飲食店がたくさん建ったことで、ちょっと様子を見られたということ、それと最近のコロナの関係でですね、飲食業界がなかなか厳しいという状況でですね、事業継続が困難と判断されているところに、隣接の遊技場からですね、駐車場が日常的に不足していて、他のお店にも迷惑をかけているというところから計画変更をされたところでございます。

こちらの農地区分はですね、\_\_\_\_\_の入口から270mですね、この地図を見ていただきますと、分かりにくいですけど細長い丸といいますか、\_\_\_\_\_第3種農地になりますので、原則許可となっております。

契約期間は20年でですね、計画変更前からですね、賃貸借の金額でですね、支払いは続いておるところでございます。説明は以上です。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

羽犬塚校区の鶴田です。

ただ今の事務局の説明のとおりです。ご審議の程よろしくお願いたします。

○議長

説明も終わりました。質問のある方はどうぞお願いたします。

## ○委員（5番）

5番田島です。

今、事務局の方から説明がございましたように、この案件は29年、農業委員会通ったと思いますが、なかなか計画通り進んでないということで、その間の報告というかな、なんでできないかというような報告とかはあがってきよったとですか、農業委員会の方には。

## ○事務局

定期的にはですね、うちの方から又は農林事務所の方からですね、進捗状況の調査が年に1回はありますので、そこで報告をいただくというところになっております。途中で\_\_\_\_\_さん、別の件でですね、お見えになった際にですね、こちらがどうなっているんですかということで、直接ですね、これが計画を変更されるならば、きちんと変更申請を出して下さいと指導してですね、今回に至ったところになります。

## ○議長

質問も無いようでございますので、採決をとります。

議案第6号について、承認することに賛成の方、挙手をお願いします。

### 【賛成者挙手】

全員賛成でございます。承認することにいたします。

次に、第7号、農地法第5条の転用についてでございます。本日の案件は6件でございます。それでは、第1項について提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

## ○事務局

議案書14ページをご覧ください。

---

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について でございます。

---

第1項、契約賃貸借、所在長浜、地目畑2筆、面積合計1,529.00㎡、貸人、長浜の\_\_\_\_\_さん、同じく長浜の\_\_\_\_\_さん、借人、西牟田の\_\_\_\_\_さん、申請事由は仮設事務所、資材置場、重機置場、\_\_\_\_\_の倉庫建設に伴うというふうになってございます。場所の確認をお願いします。地図の4ページをご覧ください。

\_\_\_\_\_のですね、\_\_\_\_\_のところから西側約200mのところになりまして、こちらは

用途地域、第3種になり、原則許可となります。

先程言いましたようにですね、こちらは申請地の道路を挟んで南側でですね、建設予定の\_\_\_\_\_の物流倉庫事務所建設のための仮設事務所などでございまして、一時転用期間はそこに書いてますとおり、令和5年10月1日から令和6年8月31日までとなっております。説明は以上でございます。

○議長

続いて、担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

15番、筑後校区の岡本です。

事務局の説明どおりでございます。申請された時に一緒に現地に行きまして確認して参っております。別に差し支えは無いようです。よろしく申し上げます。

○議長

説明も終わりました。第1項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

質問も無いようでございますので、採決をとります。

第7号第1項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございます。承認することにいたします。

次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第2項、契約売買、所在蔵数、地目畑1筆、面積29.00㎡、渡人、久留米市の\_\_\_\_\_さん、受人、一条の\_\_\_\_\_さん、申請事由は貸店舗用地となっております。場所の確認をお願いします。地図の5ページでございます。

5条の2と書いているところですね。閉店しましたが、\_\_\_\_\_のですね、店舗用地の一部でございます。実はこちらを転用した際にですね、この農地だけ漏れていたため、農林事務所と協議した結果、追認という形ですね、許可申請を行っていただくということになりました。農地区分といたしましては、周囲を住宅等で囲まれた農地で第3種農地、原則許可となります。追認ということで、金額は発生しないということでございます。説明は以上です。

○議長

引続き、担当委員の説明をお願いいたします。

### ○担当委員

北校区の中村です。

ただ今の事務局の説明のとおりでございます。ご審議方よろしく願ひいたします。

### ○議 長

説明も終わりました。第2項について、質問のある方はどうぞ願ひいたします。

質問も無いようでございますので、採決をとります。

議案7号第2項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いします。

#### 【賛成者挙手】

全員賛成でございます。承認することにいたします。

次に、第3項について提案いたします。事務局の説明を願ひいたします。

### ○事務局

第3項、契約売買、所在蔵数、地目畑1筆、面積9.91㎡、渡人、久留米市の\_\_\_\_\_さん、受人、一条の\_\_\_\_\_さん、申請事由は貸駐車場用地となっております。場所の確認をお願いします。同じく5ページ、5条の3と書いているところでございます。

赤坂の\_\_\_\_\_さんの西側の所になります。こちらも転用した際に、この農地だけ漏れていたというところで、同じく農林と協議した結果、追認という形で許可申請となったところでございます。農地区分は同じく住宅などで囲まれた農地で第3種農地、原則許可となります。同じく追認ということで、金額は発生しないということでございます。説明は以上です。

### ○議 長

引続き、担当委員の説明を願ひいたします。

### ○担当委員

北校区の中村です。

ただ今の事務局の説明のとおりでございます。ご審議方よろしく願ひいたします。

### ○議 長

説明も終わりましたので、第3項について、質問のある方はどうぞ願ひいたします。

質問も無いようでございますので、採決をとります。

議案第7号第3項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いします。

#### 【賛成者挙手】

全員賛成でございます。承認することにいたします。

次に、第4項について提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

#### ○事務局

議案書15ページをお願いいたします。

第4項、契約売買、所在熊野、地目畑1筆、面積947.00㎡、渡人、熊野の\_\_\_\_\_さん、受人、羽犬塚の\_\_\_\_\_さん、申請事由は資材置場整備となっております。場所の確認をお願いします。地図の6ページをご覧ください。

\_\_\_\_\_のですね南側になります。農地の広がり10ha未満の農地で、第2種農地、代替地がないため、許可可能と判断しております。現在、\_\_\_\_\_さんはですね、羽犬塚の倉庫の南側に約80坪の資材置場を持ってありますけれども、手狭になっていたところ、それと隣がですね、ここも転用したんですけれども、住宅がですね10件近くありますので、苦情が出てくると困るところでですね、探しておられた時に、こちらが見つかったと、それと所有者の\_\_\_\_\_さんがですね高齢で、現在不耕作地で、雑草も繁茂するような状況であるため、合意に至ったというところでございます。土地の金額は\_\_\_\_\_円、坪単価の約\_\_\_\_\_となっております。説明は以上でございます。

#### ○議長

引続き、担当委員の説明をお願いいたします。

#### ○担当委員

松原の城戸ですけど。

ここですね、個人的に野菜作りで借ってあったんですけど、高齢で辞められて耕作放棄地になってるんですけど、ここがだいたい昔の農道で2mしかありません。それけんで、だいたいなら反対から道ば持ってくっと宅地になつとばってんですね。反対側も内々の本家の土地なんですけど、\_\_\_\_\_さんが売ってくれち言うて話があのも聞いておりましたばってん、この前から\_\_\_\_\_さんが買うちいうことで合意されて、こういう形になってますので、ご審議方よろしくをお願いいたします。

#### ○議長

説明も終わりましたので、第4項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

質問も無いようでございますので、採決をとります。

第7号第4項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いします。

#### 【賛成者挙手】

全員賛成でございます。承認することにいたします。

次に、第5項について提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

#### ○事務局

第5項、契約売買、所在北長田、地目畑1筆、面積124.00㎡、渡人、久留米市の\_\_\_\_\_さん、受人、北長田の\_\_\_\_\_さん、申請事由は資材置場整備という計画となっています。場所の確認をお願いします。地図は1ページに戻って下さい。5条の5と書いているところがございます。こちらの見方としましては、青のところが今回の申請地、緑のところが一体利用地で、今回は宅地、同じ\_\_\_\_\_さんの持ち物で、面積がそこに書いてますように、1,053.75㎡ですね、合わせて一体的にされるというところがございます。こちらの農地は、宅地に囲まれた農地となっております、第3種農地、原則許可になります。土地の総額は宅地も合わせてちょうど\_\_\_\_\_円、坪単価の約\_\_\_\_\_円となっております。説明は以上でございます。

#### ○議長

引続き、担当委員の説明をお願いいたします。

#### ○担当委員

7番の古川の溝口でございます。

ただ今の事務局の説明のとおりでございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

#### ○議長

説明も終わりましたので、第5項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

質問も無いようでございますので、採決をとります。

第7号第5項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いします。

#### 【賛成者挙手】

全員賛成でございます。承認することにいたします。

次に、第6項について提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

#### ○事務局

第6項、契約売買、所在水田、地目田1筆畑2筆、面積合計の737.08㎡、渡人、福岡市の\_\_\_\_\_さん、受人、西牟田の\_\_\_\_\_さん、申請事由は特定建築条件付売買予定地2区画の計画となっております。場所の確認をお願いします。地図の7ページをご

覧ください。

\_\_\_\_\_のすぐ北側になります。こちらの農地は、10ha未満の農地で2種農地、周りに住宅があることから、集落接続でですね、許可可能となります。こちらはですね、実は道路沿いにですね、2筆細い農地がありまして、これが青地でございましてですね、令和5年7月25日に農振除外が完了。\_\_\_\_\_さんはですね、\_\_\_\_\_という、個人で不動産業と申しますか、宅建業をされてますけど、\_\_\_\_\_の南側ですね、開発されておりますが、過半要件をクリアしていることを確認しております。土地の総額は\_\_\_\_\_円、坪単価の約\_\_\_\_\_円。特定建築条件付売買予定地というのはですね、基本的に分譲住宅になるんですけれども、建売とかした場合にですね、これまでなかなか完成率が低かったというところから、最後のエンドユーザーさんですね、契約者さんが自由に選べるように、例えば、\_\_\_\_\_さんがAとかBとかCとか、この場合2区画ですからあれですけど、例えば10区画ぐらいあった場合ですね、これをされた場合に、例えばAというメーカーさん、Bというメーカーさん、Cというメーカーさんを\_\_\_\_\_さんが指定されます。そうすると、その中から契約者は好きな間取りとか建築会社、ハウスメーカーを選べるというふうに進むというところで、令和2年から導入をされたところでございます。ただし、一定期間を過ぎますとですね、最後は建売でさんが自分で建てないかんごととなります。それでかなり住宅の完了が進むというのが、特定建築条件付売買予定地となりますので、皆さん覚えておいてください。説明は以上でございます。

#### ○議長

引続き、担当委員の説明をお願いいたします。

#### ○担当委員

水田の下川です。

事務局の説明のとおりです。審議の程よろしくをお願いいたします。

#### ○議長

説明も終わりました。第6項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

質問も無いようでございますので、採決をとります。

議案第7号第6項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いします。

#### 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第8号を提案いたします。事務局は一括して説明をお願いいたします。

## ○事務局

議案書の16ページをご覧ください。

---

### 議案第8号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について

でございます。

---

こちらは農振除外の案件となるところでございます。

こちらは8月17日に開催されました農業振興地域整備促進協議会でですね、審議されたものでございます。

農業委員会からは、近藤会長、岡本副会長、成清副会長が構成員でございまして、承認されたものでございますが、今回8件ありますので、続けてご説明いたします。

1枚めくっていただきまして、17ページをご覧ください。地図は順に書いているとおり、8ページからになりますので、あわせてお願いします。

それでは、1.農用地区域より除外、重要な変更で転用許可を必要とする変更、5,000㎡以下となります。B-2というところになります。

第1項、申出人は島田の\_\_\_\_\_さん、理由、特定建築条件付売買予定地に供する。所在は島田の田1筆ですが、4,642.00㎡の内2,009.00㎡でございます。

地図の8ページをご覧ください。

島田のですね、\_\_\_\_\_さんのご自宅がすぐ左上にございまして、その南東側が今回の除外地ということになります。

転用事業者は、広川町の\_\_\_\_\_さんで、特定建築条件付売買予定地8区画の予定でございます。

続きまして、第2項、申出人は西牟田の\_\_\_\_\_さん、同じく西牟田の\_\_\_\_\_さんになります。理由、特定建築条件付売買予定地に供する。土地の所在地は西牟田、田2筆、面積合計の2,905.00㎡。転用事業者は、\_\_\_\_\_さんでございます。

地図は9ページの左上の農振除外整理番号1-2というところでございます。

こちら特定建築条件付売買予定地で、こちら11区画ですね、計画となっております。

続きまして、第3項、申出人は上北島の\_\_\_\_\_さん、理由、住宅用地に供する。所在

は常用、田1筆、面積は930.00㎡の内370.00㎡、農振除外でございます。転用事業者は、上北島の\_\_\_\_\_さん、息子さんが家を建てられるというところでございます。地図の10ページをご覧ください。常用の本部落の東の端の方になります。この右側の道を南に行きますと、\_\_\_\_\_の方に行くところでございます。

続きまして、第4項、申出人は前津の\_\_\_\_\_さん、同じく\_\_\_\_\_さん、同じく\_\_\_\_\_さん共有名義でございます。理由、宅地建物取引業事業所用地に供する。所在は前津、地目畑1筆、面積349.00㎡で農振除外でございます。こちらの転用事業者さんは、山ノ井の\_\_\_\_\_、代表社員の\_\_\_\_\_さんになります。こちらの場所ですけど、地図の11ページですね、1-4と書いているところでございます、\_\_\_\_\_の北側ですね、少し東側がですね、接道が狭いので、こちらをセットバックされる予定です。また、南側が崖になっておりますので、その崖を避けるように北側に寄せてですね、建てられるというところでございます。

続きまして、議案書の18ページをご覧ください。

2. 農用地区域より除外、重要な変更、転用許可を必要とする変更、5,000㎡超ですね。5,000㎡を超えますと、県庁の本庁案件ということになります。

第1項、申出人は\_\_\_\_\_さんの代表相続人\_\_\_\_\_さん他8名、理由、中古車買取販売店用地及び自動車整備工場用地に供する。所在は前津、地目、樹園地2筆、田14筆、畑3筆、面積合計の14,358.00㎡の農振除外でございます。転用事業者は、愛知県名古屋市の\_\_\_\_\_さんですね。場所ですけども、地図の12ページをご覧ください。

下に\_\_\_\_\_がありますけれども、\_\_\_\_\_の西の方向、右側の赤いところはですね、さんの許可済の案件で、もう工事に入っているところでございます。ですので、自動車販売店と中古車販売店が並ぶというような状況になります。

こちらは2種農地、沿道サービスで許可可能という案件でございます。

それでは、議案書の19ページをご覧ください。

申出人は熊野の\_\_\_\_\_さん他2名、理由、太陽光発電所用地に供するでございます。所在、熊野、雑種地2筆、農業用施設8筆、畑1筆、面積合計の10,104.15㎡、農振除外でございます。転用事業者は、京都市の\_\_\_\_\_さんになります。

こちらの場所ですけども、地図の13ページをご覧ください。

国道209号線から東に入ったところですね、\_\_\_\_\_さんはかつて養鶏場をですね、

経営されておりましたけれども、廃業されたということと、太陽光発電は、実は、申請地の青のところの西側と、北側にそれぞれですね、されておまして、今回廃業を機に、全て太陽光発電されるというところになります。ほぼほぼ雑種地とか農業用施設用地で、宅地に替えてあったんですけれども、1筆だけ畑が残っております。こちらは2種農地、だいたい東側に広がるかなと思って1種農地かなと思ったんですが、段差があってそこで切れるので、2種農地判断を過去にはしているようでございます。ただし、ここが第1種農地であっても、今回されるのが転用が不要な農地になりますから、一部ですね、10,000㎡の内の畑が1,949㎡ですから、こちらの方が少ない面積になりますからですね、それでも許可は可能ですけれども、1種農地で基本的には出来ないんですが、一体的に開発される場合で、その内少し農地があつてかかる場合はですね、例外的に許可可能ですので、その点は皆さんもご承知いただければと思います。

続きまして、第3項、申出人は富重の\_\_\_\_\_さん、同じく\_\_\_\_\_さん、高江の\_\_\_\_\_さん、理由、食品加工工場用地、運送業倉庫、事務所用地及び農産物直売所に供するでございます。所在富重、田5筆、面積合計10,372.94㎡、農振除外でございます。転用事業者は、下北島の\_\_\_\_\_さん。14ページの地図をご覧ください。

ちょうど442号線ですね、\_\_\_\_\_の西側ですね、南西の角というところになります。青色のところが今回の農振除外ですね、緑色のところは白地になっておりますので、白地のところも含めて転用をされるところでございます。\_\_\_\_\_さん、現在ですね、\_\_\_\_\_に工場を持ってあると思うんですけど、そちらが借地でですね、実はそこは3階建てになっておまして、いちいち加工したものとかを下に送っていかなければいけないというところで、非常に効率が悪いということですね、今回ちょっと敷地も広うございますので、加工工場はですね、加工した、そして冷蔵庫といいますか、冷凍庫で横に来ますから、かなり効率的には良くなるというところですね、こちらの方にすべて工場もですね、全部来られるというところでございます。九州一円取引先がありまして、有名なところで言うと\_\_\_\_\_さんとか、\_\_\_\_\_さんとか、大手のところにも卸してございます。ただ、こちらの方が食品加工になりますと、こちらが1種農地になりますからですね、こちらに持って来られる農畜産物が筑後地域、筑後市を中心にですね、隣接している市町の農産物が全取引量の半分以上を占めなければならないという、非常に厳しい状況になってますけど、頑張つてされるということなんです。

ね、農転までにはですね、こちらの方を確保といいますか、同意を得るところで今回ですね、除外もできるというところになってございます。

説明は以上でございます。

続きましてですね、議案書最後ですね、20ページをご覧ください。

こちらはですね、軽微な変更でございます。こちらは用途区分の変更で、基本的に農業用施設は青地から黄地というふうになります。

第1項、申出人は西牟田の\_\_\_\_\_さん、理由、農業用施設に供するでございます。所在西牟田、畑1筆、面積253.00㎡でございます。地図の9ページをご覧ください。先程の\_\_\_\_\_さんがされる11区画の住宅の隣になってございます。実はですね、こちらこの隣ですね、特定建築条件付の方の除外をしようとした際に、こちらの農地も実は青地のままで、四角がこう上になってますね、申請をせずに倉庫を建ててしまったということで、今回こちらも出されますので一緒にですね、きちんと整理をしましょうということで、この申請を出していただいたというところでございます。

農振除外の議案第8号の説明は以上でございます。

#### ○議長

今ですね、農振除外ということで、B-2がですね4件、A-1が3件、軽微な変更が1件ということで説明がありましたけど、議案第8号について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

#### ○委員(4番)

B-2の4項ですかね、この下に地図で言うとはですね、11ページで、事務所兼自宅、\_\_\_\_\_の不動産屋が事務所兼自宅やったでしょ、そこで事務所兼自宅やんけん、あそこがですね、用水路とか排水路がなかばってん、水はどこに流さしゃつとやかち思ってますね、家庭用の排水とか、あそこは南側の土手ですかね、ブロックかなんかして建てられる説明があったんですけど、結構東側もですね小高くなってるじゃなかですか、ああいうのもこうせんと壊えたりするとじゃなかやかち、いつも自分あそこば通りよるけんですね。排水も無かし、その下に\_\_\_\_\_さん2軒つらなつとる、親戚うちなんですよ。排水が上から雨の日どか時にはじゃんじゃん流れてきてから、えらい困るっちは言わはったつですよ。排水もなかとに住宅ば建てて、そういうのって許可するうえで、そういうの重要なつち、初めてなので分からないですけど、どげんなとつとですかね。

## ○事務局

農振除外の後にですね、これが通れば、転用ですね、申請が出てきます。その時にですね、詳しく、先程、鶴田委員が言われました、排水の計画がどうなっているのか、きちんと図面が出てきますので、例えば、そちらの今言われた、下に流れるというようなものを、きちんと被害防除ですね、例えば排水柵を設けて、道路側溝にきちんと流すとかですね。無ければですね、どちらに繋ぐのかというのを、転用の段階ですね、私の方から質問しますので、そちらは解消されると、基本的にはですね、と思います。それをしなければ、被害防除がきちんとなっていないので、許可は下りないと思います。あとは建築確認とかもですね、あるのでその辺も含めましてですね。結構、かなり、この前もですね、現地を鶴田委員さんと回っていただきましたので、こんなふうに崖になつととですよ、こちら南側ですね。確かに狭いしですね、狭いところはセットバックされてきちんとなると思いますけど、回ってきたときにも鶴田委員さんからありましたので、その点につきましては、転用の時にですね、きちんと計画書とか図面が出てくると思いますので、そこでまた審査をですね。

## ○委員（４番）

もし仮に承認されて、許可しますになって、建築とかあげんかつが通らんやったら、許可されんということになると。

## ○事務局

最終的にはそういうふうになります。

許可されるように、きちんとそういうのを作ってくるはずですので、そこで見たいというふうに思います。

## ○議長

確認しますが、除外申請の段階ではですね、そういう被害防除なんかについての書類なんかの提出は。

## ○事務局

まだそこまではいってないというふうに思います。基本的には図面もあらかたのやつは出てますけど、そこまで出てないんじゃないかなと思います。ただ、先程言いましたように、転用の時にきちんと図面を出していただかないといけないので、排水とかそういうところはきちんと見ていきたいと思います。

## ○委員（４番）

建てるじゃないですか。周りの近傍承諾とかは。

○事務局

当然のことながら除外の時にですね、近隣の同意書がですね付いているはずですよ。

○委員（４番）

力的には、意味あつとですか。

○事務局

同意書はあくまでも転用の場合ですけど、今は同意の報告ですね。報告のみになっておいてですね、実は法定の添付書類に無いとですよ、隣地の同意はですね。ただ、農林から言われているのは、やはり後々のトラブルが無いようにですね、きちんと報告だけはしとって下さいと。

○委員（４番）

それこそ、周りに梨畑が多いんで、たぶんエスエスとかで、梨、朝、早朝から消毒したりですね。急に来た人は、どういう状況か分らんし、昔から居る人はですね、ああ、梨の消毒しよらすとか、ドリフトによる飛散ですね、そういうのをちゃんと理解してくれる人が、村中に入ってきてもらわんと、やはり困るところもあるのかなと思ってですね。

○事務局

この\_\_\_\_さんはですね、農地も持っておられてですね、そのへんの理解はしていただけるのではないかとこのように思っております。

先程委員さんが言われましたようにですね、そういうところ、転用事業者さんになりますので、またこちらにお見えになられた時にはですね、そういったところをお伝えしたいというふうに思います。

○事務局

先程、城戸委員さんから言っていたようにですね、うちのほうからもですね、委員さんに、必ず事業の説明ですね、詳しい説明をしてくださいと必ず言ってます。なので、ただ印鑑だけくださいと言われた時は、説明をしてくださいって言って、図面も見せてもらいながらですね。で、気になるところとありますか、必ず質問をされて、納得をしたうえでですね、押してください。

調査委員の印鑑はありますが、印鑑を打ったから認めたということではありません。確認をしたというだけですので。例えば、鶴田委員さんのところに持ってみえた、

印鑑を押したから全責任を負うということではありませんので。

先程言いました転用事業者さん、あるいは中に入った行政書士さんが必ず持って来ますから、その人が持って来えたときにはですね、中身の説明をですね、詳しく。

#### ○委員（4番）

仮に、印鑑だけ押してっち書類だけ持ってきた人には、書類持ってこいっち言うてよかと。

#### ○事務局

よかです。そんなふうと言ってますからですね。

何も無いのに印鑑だけくれというのはあんまりだろうと思いますし、ここで私が説明を先程みたいにするじゃないですか。その時に、聞いてないけどなあということになるといけないからですね。そこで、また委員さんたちが、実際に見られて、現地も行かれて、補足説明をしていただけた場合はですね、そんなふうと言っていただければと思います。

#### ○委員（4番）

そういうのは業者の人が図面持ってくるじゃなかですか。

百姓同士の売買ですたいね、あれは書類だけでよかったですか。

#### ○事務局

3条の売買とかはですね、それもまあ現地の方をですね。タブレットを起こして見ていただいても結構でございます。ご存じのところは、分かれると思いますから。基本的にはですね、現地を確認していただくと、非常に助かるんですけども、あとから現地に行かれても構いませんので。そういう形をお願いをしたいというふうにあります。

#### ○委員（15番）

参考までに報告しときますと、申請書出しに行くけん、今からよかですかっち来られますと、こればお願いしますっち言うてから、申請書ば持ってきたけん、こればお願いしますっちいわっしゃるけん、私はすぐ押さんな1日おいて、あくる日かその次の日ですね、日にちが20日まででしょうが、それで必ず1日前じゃなして、4・5日前ぐらいに来てもらわんと、私は現地も確認いかやんと、よかなら一緒に同行してくださいっち言うて、一緒に連れて行って、2日ぐらい、要するに丸々1日か、1日半くらい後に来てもらて、印鑑を押すごとしとるです。これは参考までです。そう

せんとどこじゃいわからん所もあつてでしょうが、状況はどげんなつとですかち、納得して、印鑑を差し上げるようにしとるです。参考までです。

#### ○議 長

それで、転用の許可の要件ということで、今、鶴田委員言っておられましたけど、隣接農地ですね、営農に支障を影響しないようなことが、転用の条件になっておりますから、事務局もですね、そのへんは重々転用業者、代理人についてはですね、きちんと説明をお願いしておきますので、よろしいでしょうか。

#### ○委 員（11番）

11番の城戸ですど。

3項の二川校区の除外の件でお尋ねしたいんですけど、たぶんここ基盤整備があつたことと思うんですけど、羽犬塚の車屋の件はほとんど除外地になってきてるけん分かるんですけど、ここは初めてと思うんですけど、ここんにきもある程度除外地になっていくもんじゃい、それと二川校区のそこらへんぼどげなふうにかんがえていくもんじゃいお尋ねしたいと思って質問しました。よろしくをお願いします。

#### ○事務局

こちらのほうですね、農振除外はですね、反対の角が\_\_\_\_\_になると思いますが、こちらが青地です。一見すると除外できないように見えるんですが、たまたまこの下に\_\_\_\_\_がありますね、ここは宅地なんで、普通は転用するときは、これ河川がありますね、これで分断するんですけど、除外は、河川は、見ないそうです。なので、下のところが白地に接しているのですね、除外が今回可能やったとですよ。

#### ○委 員（11番）

まだ、ずっと向こうまで行く可能性もあるつちいうことですよ。

わざわざ基盤整備しとるとこばですね、そういう形で持っていくならですね、どこでんかんでん道端ば一回し始めたら、道端が高売るつちわかとるでしょうが。売ってくれつち来つとですよ。うちへんも\_\_\_\_\_さんが反対側もこうちやるけん、お前げもこっちからのつれやんけんで、あずくるつち言うてから俺に売れつち言わしたばつてんですね、それで、基盤整備までしとつとこば、そげんこっちの法人の方の役員なしとらんばつてん、そういうわけにはいかんけんち、俺はあんまりやんち言うたばつてんですね。

#### ○事務局

基本的に、皆さん農地法の第1条には、農地は何のためにあるか書き書いてあって、食料の確保につきも書いてあって、それがやっぱり大原則だろうと思います。青地ということは、優良農地ですから、守るべき農地ですね、で、除外できるのはですね、転用ができないと除外できません。転用許可も1種農地になるので、こちらは例外規定に当てはまらない限りはですね、転用も除外もできないんですね、で、たまたま今回は、農業用といいますか、加工施設、あと倉庫、倉庫はですね、運送業を\_\_\_\_\_さんを持ってあるから、国道沿いやったらですね、倉庫業は大丈夫なんですよ、なので、加工施設がどうか、あと直売所ですね、直売所も地域で仕入れるのがほとんどですよということであれば、直売所も大丈夫なんですよ。で、加工施設だけがちょっと引っかかってましたけど、先ほど言ったように、地域でとれる農畜産物の過半を超えるという計画をですね、今のところこの筑後地域だけで、まだ2割弱なんですよ。基本的に筑后市は皆さんご存じだと思いますけど、\_\_\_さんにだいたい出してあって、ほとんど他に出せませんですよ、というか全く出せないと思うんですが、なので、他の取引のところを数量を上げて、それと筑后市の方も部会に入ってもらわないところとかもあると思いますから、そこからされるとプラスされるということで、半分以上目指すということで、今回できたわけですね。

先程、城戸委員さん言われましたように、ずうっとどんどんいくとやなかかと言われましたけれども、これは1種農地の例外だったりですね、しないと、厳しいので、そのへんは制限はかかってくるかなと思います。

#### ○委員（1番）

逆に質問なんですけど、農産物の筑后市、半分以上と言われたけど、それは定期的に、半分以上買うとるかとか調べるんですか。

#### ○事務局

年間の取引量といいますか、それが半分以上になるというところで、目標の数字を挙げてもらってですね、半分以上に今のところはなってます。ただあとは、同意書までくれと本庁が言ってますので、なかなかちょっと大変ですけども、なんとかですね。同意したら逆にそれだけ買って貰わないかんけんですね。まあそういったところもなかなか難しいところはあるけれどというふうにおっしゃっていますけどですね。まあ、頑張ってくださいしかないですね。そこまではとりつけましたのでですね。

#### ○委員（1番）

二川の農業委員としては、そういう例外規定ということで、今度なつとるからですね。これを認めるしかないんじゃないかと。私の考えですけど。

#### ○事務局

基本的には、優良農地はどうするかと、最近、災害もありますから、田んぼダムとかですね、そういう役目も果たしてますので。

実は、水路課からも言われてます。基本的に用途地域とか原則許可じゃないですか。でも、市街地の農地もですね、そういうちょっと雨水をですね、緩和できる農地なので、簡単に許可しないでくださいと言われてますけど、でもこればかりはですね、県が許可しますので、あれですけど、個人の住宅とかであればそういった排水とかですね、いうところも含めたところですね、きちんと転用事業者さんにはですねお話をしたい。で、個人の1件ならいいんですけど、10件も20件も開発したときはですね、きちんと対応をお願いしたいというふうに思います。

#### ○委員（11番）

今言われたように、個人の家10件とかなんかはそこまでないと思うんですけど、こげんか大型施設とはほとんどコンクリートしてしまうでしょうが、それが雨水として、側溝とか川さんいっぺんに来るけんですね、それがやっぱ積もり積もってから、やっぱ大水も余計、今まで無かったところも発生しよるけんですね、そこんにきもやっぱ、考えていかやんとやなかりかと思うとばってんですね。

#### ○事務局

今の大規模開発の件ですけれども、当然、開発行為にあたりますから、必ず調整池とかですね、それを設けないといけないんですよ。それは流量計算をしたうえで、河川事務所とかそういうところと協議をしたうえで、うちの水路課も含めてですね、きちんと計算をやりますから、それに基づかないと、基づくだけの調整池とか作りますので、その点は逆に安心できるのかなというふうに思います。

#### ○委員（11番）

太か川ならよかばってんこまか川とかなんかにひばってもらならちょっと。

\_\_\_\_\_んところばちょっと考えやんち思うけんですね。

#### ○事務局

先程の\_\_\_\_\_さんのところもですね、きちんと調整池を2箇所設けてあったと思いますから、それでもし溢れるようだったらですね、また事業者さんがですね、きちんと

とされるのではないかなというふうには思います。

○議長

他にございませんか。

一応8号議案で、区切りをつけて、暫時休憩としたいと思いますけど、他に質問は有りますかね。

質問も無いようですから、議案第8号について、採決をとりたいと思います。

承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございます。承認することにいたします。

それでは、ここで一旦休憩をいたします。3時から再開したいと思います。

【休憩】

○議長

ただ今から、再開いたします。

議案第9号を提案いたします。事務局の方よろしくお願いいたします。

○事務局

議案第9号ですね。21ページをご覧ください。

---

議案第9号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について  
でございます。

---

本日は別にですね、資料をお配りしていると思います。

こちら市の計画の変更でございますので、説明を差し上げたいと思います。では、お願いします。

○農政課

本日はお時間いただきましてありがとうございます。

この度私の方からですね、ご提示しております、基本構想の見直しについて、概要をご説明させていただきます。座ってご説明させていただくことをご了承ください。

お手元にあります、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想案として、皆

さんの方にお配りさせていただいております。

まず、市の基本構想とは、筑後市の農業政策の推進において、農業がですね、職業として選択し得るやりがいのあるものとなるようにですね、将来の農業経営の発展の目標を明らかにして、効率的、かつ安定的な農業経営を育成することを目的に定められたものでございます。

今般、基本構想の上位法であります、農業経営基盤強化促進法が改正されました。その改正に伴ってですね、変更を行うものになっております。

今回の変更内容についてですけれども、文言の追加、修正が主な修正点となっております。

認定農業者等の指標と文面中の数値に関しましては、今回変更の対象になっておりません。それらの修正に関しましては、概ね5年毎になされますので、次回、令和7年以降にですね、詳細の数値、面積等所得要件等であるとか、そういったものの議論については、令和7年以降に見直しがある予定となっております。

今回の変更については大きく2点ございます。

まず、1点目です。新規就農者に対する取組みの移管ということで、皆さんがお持ちの基本的な構想案の9ページ、10ページをご覧ください。

こちらにですね、赤字でですね、農業を担う者の確保、及び育成を図るための体制の整備、その他支援の実施に関する事項としまして、ば一っと、文言記載させていただいております。この文言についてなんですけれども、既存の計画では農業経営基盤強化促進事業に関する事項として記載をさせていただいてたんですけれども、基本構想の目的の一員である新規就農者の取組みを今まで、文言としてはあったんですけれども、第4として、大きく一本立ちをさせた形、つまり、掲載箇所の変更となっております。なので、文言については、既に掲載をしている計画と大きく変わりません。掲載箇所の変更というところが、主な変更となっております。

2点目です。2点目が、ページ数でいうと12ページから13ページをご覧ください。こちら12ページの下部からですね、地域計画の推進に関する事項として掲載をさせていただいておりますが、皆さんご存じのとおり、人農地プランからですね移行が進められております地域計画についての記載を、ここで新たに今回から追加するというところが大きな変更点となっております。

これまで任意でありました人農地プランが、今後ですね、高齢者の増加であったり、

人口減少の本格化というところを目前にしてですね、農業者の減少、耕作放棄地の増加等が懸念され、法定化されたものが地域計画になります。なので、人農地プランが法的に定めてくださいとなったのが、地域計画になります。その地域計画のですね、こういう方法で地域計画を作っていきますよ、校区に出ていきますよという運営の方法であったりとか、そういったものを追加させていただいている項目になります。ただ、地域計画を策定し終えるのが、当市で行くと令和6年3月末（後で訂正）というのが国の、そこまでに法定化して地域計画を定めないといけないので、現行の基本構想でいうと、人農地プランと地域計画が連立するような形ですね、地域計画が出来上がるまでは人農地プランが有効となりますので、現行、人農地プランの記載と地域計画の記載が、入り混じった形での記載方法になりますが、今回でいうと、地域計画の事業に関する事項を追加させていただいているという状況となっております。また、それ以外の箇所赤字のところは数ページございますが、それらは地域計画の関係で要所要所文言の修正等を行っております。

この大きな2点が、今回の基本構想の変更点です。審議の方、よろしくお願いたします。

重ね重ねにはなりますが、認定農業者の指標であったりとか、文面中の数値目標に関しましては、次回、令和7年以降に見直しがある予定となっております。よろしくお願いたします。

#### ○農政課

1点だけ。先程、地域計画の期限が、6年3月とお伝えしたかと思うんですけど、正確には、6年度末なので、7年3月ですね。今が5年度ですので、来年の6年度末、7年3月までに作りなさい、2年間で作りなさいというものとなっております。以上です。

#### ○委員（3番）

私、1期目ですが前も説明あつとつとですか。

#### ○農政課

これがですね、基本構想を変更する時とか、新しく定める時には、施行規則の方で、農業委員会の方に意見を徴収しなければならないとなっておりますので、一旦、前の農業委員会であるとかで、叩いていただいて、それを受けて、市が基本構想を定めているところになります。

## ○議 長

私達も7月の28日に農業委員の、新規になられた方を対象に、研修会があったんですね、そこでいろいろ説明があつて、今言われた人農地プランと、今回基盤法の改正で、地域計画ですね、それで、19条の3項に、目標地図をですね、作成しなさいというような事だったから、今言われたようにですね、研修なんかに参加されてない方は、内容がよく分からないと思いますからですね、よかったら、人農地プランと地域計画の違いを少しお話をいただくと分かりやすいと思いますから、よろしいですか。

## ○農政課

ありがとうございます。私の方から、まず、人農地プランとは何ぞやというところを簡単にご説明いたします。

人農地プランとはあくまで任意のものになります。これが、農政区毎に農業者が話し合いに基づいて、地域における農業の将来のあり方を明確化したものが、人農地プランになります。この任意であった人農地プランを法律で定めなさいとしたものが、地域計画になります。なので、人農地プランが法的に義務になったものが地域計画という住み分けになります。簡単に申し上げますと。

## ○農政課

補足させてください。

もともと、地域計画と人農地プラン、目的は一緒なんです。先程言ったように、10年後、地域として、80代くらいの耕作者の人が10年後したら、そのまま引き継ぐ人がいなくなったら、そのまま耕作放棄地になってしまう、っていうのを誰が担っていくかどうかというのをですね、法人さんが担うのか、まあ、そういった形で、地域の将来の課題とか、っていうのを作りましょうっていうのが人農地プランで、地域計画と構想は変わりません。ただ、人農地プランを作ったのが、もともとは、補助金をもらうため、例えば、新規就農者の経営発展資金ですとか、何らか担い手の機械を入れる時に、そこの人農地プランにその農地が位置付けられているかどうかですね、人農地プランに挙げられているかどうかによって、補助金がもらえたり、もらえなかったり、ということになりますので、主に、人農地プランというのは、補助金をもらうのを目的で作ってるというのが主だったんです。それなので、全地区で作ってるわけではなくて、その補助金に該当するような地区だけ、人農地プランをしっかりと作り上げていた、という状況なんです。なので、補助金無いところは、作ってもいない

ところが結構あります。市内 70 近く農政区あると思うんですけど、そのうち 40 程度、人農地プランがあったというような状況です。

ところが、先程も申したように、それだと出来ている地区と出来ていない地区があるので、それではなくて、全市内で、どういうふうにしていかというのを作りなさいということが、今年の 4 月 1 日に法律で義務付けられたというものになります。

なので、10 年後、補助金関係ないよという、なかった地区も、必ずそういったことを考えて、計画と地図を作りましょうっていうのが地域計画になっております。

#### ○委員（1 番）

それやったら、\_\_\_\_\_ なんですけど、2・3 年前作ったんですよ。そしたら、それは活きるんですか。

#### ○農政課

そうですね、もちろんです。そこをベースにするんですけど、地域計画はプラス地図、目標地図もセットで作りなさいという形になってますので、おそらく、どこの法人さんが担って、中心形態が\_\_\_\_\_と認定農業者の人たちが担っていきます。地域の課題としては、今こういう問題がありますというのをたぶんプランとしてお作りされたと思うんですけど、それプラス校区の地図を作っていきますよ。

国としては、地図を作る目標としては、ある程度、大規模化とかですね、集約化、今借りてらっしゃるところの人を、例えば入れ替えることによって、法人さんが耕作しやすいようにしたいというのを理想として掲げてるんですけど、現実はなかなかそういうふうにはいかないと思うんですけど、一足飛びに完璧な地区を作るんじゃなくて、毎年、一年毎ぐらいに見直しをしていきましょうということで、徐々に、あそこ作る人がいなくなったね、じゃあ、誰が担っていかうかというのを少しずつ、考えていく。その時になって、アタフタするんじゃなくて、前もって少しずつ準備をしときましょうというものになっていますので、今までの人農地プランに、地図をプラスしましょうというものになります。

#### ○委員（1 番）

この前の研修では、アバウトなやつでいいよと、ここは法人が作りますよと。A さんから B さんに、法人の中でね、移動するのは構いませんよという研修の内容だったからですね。

#### ○農政課

おっしゃるとおりです。

最初から、しっかりとした地図ではなくて、徐々に、見直しをしていきたいと思いますというものになっています。

### ○委員（15番）

私、筑後校区の代表者でありますけれども、地図でいくと209の二本松から高速道路の中ですけれども、アパートばかりでけとるわけですよ、昔とちごて、全然変わってですね、失礼ですけど、3分の2までいかんばってん、半分以上がアパートなんですよ、ただ昔から農業しよったところが全部真ん中に挟まれとるわけです。もう見て分かるように、アパートの中に、それで、法人とか認定農業者とか作りにくかところが出てくるわけですね、私農事組合しているわけですから、そういうふうなところはどういうふうな考えになるんですかね、将来というか今から先。今まで64件長浜で、筑後校区はそれ以上ありますけども、長浜で64件、昔から農業しよったところが、今全部で9件ですよ。いっぺんに、5年前から急激に下がって、担い手がおらんごとなったわけですね、それで、よかなら作ってくれと言わるるばってん、限度があるけん、雇い入れてすればよかばってん、法人化するにも都合が悪くてですね、そのへん指導なんかどげなふうにしていただけるとですかね。

### ○農政課

そうですね。おっしゃるように、筑後校区だけは私たちも一番悩んでいるところです。というのが、あそこは用途地域もありますので、青地の田んぼ、いわゆる農業振興地域の田んぼというのが、非常に少のうございます。それなので、白地の農地と青地の農地をどう住み分けていくか、今後地域計画とかで位置付けてしまうと、農振除外をしたい場合ですね、一旦、地域計画から外した上じゃないと除外ができないとかですね。転用とかも少し影響が出てくるかと思えます。それなので、442バイパス沿いとか、特に、企業の除外とかいろいろ進んでおりますので、白地の農地が多い筑後校区に関しては、どういうふうに地域計画のですね、地図を作るかというのは、私達も実は悩んでてですね、県と相談しながら、どういうふうに、青地だけでも作ってしまおうとかですね、そういったところも相談をしているところなんですけども、おっしゃるように、担い手が非常に少ないとかってような課題を全部ですね、人農地プランでもあったように、誰が担う、じゃあ担い手がない、じゃあそれを新規就農者とかですね、どういったふうに進めていこうかっていうのをまず洗い出して、

まず、地域計画自体で、正確なものを作る必要はありませんし、それに対して将来が絶対縛られるというものではありません。で、今こんな課題を抱えてるんだ、じゃあどうしていこうかっていうのを、地域の皆さんとか農家で、危機感とかそういうところを共有しましょうというのがまず目的の1つでもあるんですね。現状を見据えて、先程言ったように、10年ぐらい一桁の農業者になったよ、じゃあ今のままだと地域支えきれんな、じゃあどうしようかっていうのを、課題を洗い出して、現況の地図を作るだけでも、今回の地域計画の意図としてはですね、合致するものになっております。

今の地図を落としてみて、こんだけ将来担い手がなくなる、今の課題としてはこうだ、というのをすること自体が地域計画に合致しますので。

#### ○委員（15番）

現況がですね、担い手がおらんわけなんですよ、80歳、85歳、90歳ということで、あとは全部お勤めでしょうが。私、いろいろ話、あっちこっちいって相談してしよるばってんですね、相談に行ったら、それじゃお宅が作っただけんでしょかっち、なかなか難しいところがあるんですたい。そういう状況です。筑後校区については。

#### ○委員（11番）

法人も一緒やろっち思うんですたい。60、70が現役やんけんですね、あと10年後になったら、その地域でまた勤め辞めてからしたいという人も出てくっじゃい知らんばってんですね。どこん法人でん多分もう、法人が成り立たんごとになってくる、10年ぐらい先にはたぶんそげんなろうっち思うけんですね、そこんにきばどげん、そらいろいろ、けんとか土地によっていろいろ違おうばってんですね、筑后市独自のやりかたですかね、そげんかとは見つけていかなしよんなかろうけんですね。

#### ○農政課

先行して、古川をさせていただいてるんですけど、\_\_\_\_\_という法人さんも同じように高齢化が進んで、法人が担えばいいやろうもんって思ってるかもしれんけど、実際は法人の構成員自体も減ってるんだよと、いうようなところで、どうしていくんだいというふうになりました。

そういったところは、法人支援とかですね、そういったところはまた別の方から、必要性が出てくるとは思いますけど、それはそれとして、法人支援を、そっちの方に力をいれんといかんなどという課題とかも出てくるはずなので、そういったところを全部洗いだすっていうのが地域計画の1つになっていますので、是非、そういった意見

をいっぱい頂きながら、作っていきたいと思ってます。よろしくお願いします。

#### ○委員（15番）

10年先やなくて目先が見えんとでしようが、はっきり言って、失礼ですけど、筑後校区は特に、来年なまた1人辞めらすとやんな、そのへんがですね。

#### ○農政課

地域の協議の場には、JAさんとか、普及センターとか一緒に入っていただきますので、その方と一緒にですね、課題を共有しながら、支援策が無いかというのを一緒に話していければなというふうに思ってます。

#### ○委員（15番）

そこまでいけばよかばってん。

早めにもうアパート作ったがよかばいっち、そげんなふうなことなってくるけん。

特に、現況どおり。筑後校区は。

#### ○議長

この地域計画というのはですね、今、岡本委員からも言われたように、地域地域で特色がありますよね、農用地の多いところとか、今言われたように都市化が進んだところですね、それで、それぞれの地域にあった、将来のあり方の計画をやってくださいということですよ。

それで、私もこの資料を読みましたけど、人農地プランは中心経営体が、今まで担い手だったんですけど、地域計画では担い手を中心に、定年退職者とかですね、新規の就農者を、言葉は悪いんですけど、活用しながら、農業を担う人をですね、ピックアップして、農地ごとに目標地図を当てはめなさいということよ。

それで、逆に言いますと、今回下限面積というのがですね、廃止になりましたよね、やはりそれを2年かけて行うということですよ、地域の目標地図を入れていくということよですね。

#### ○農政課

ただ、おっしゃるように、定年退職の方とか、新規就農者の方とか、今、そのような人が出てくるのかっていうのは分からないので、売りたいと言われる方のところに当てはめるってのは難しいと思うんですよ。なので、徐々に見直しながら、ここ本当にやめらっしゃるとか、大病してもう農業やめらっしゃるとか、その時にどう担っていこうかっていうのを毎年、話し合いながら、どうして行こうか、という協議の場を

毎年設けていきたいなっていうふうになってますので、一足飛びにきちんとした地図は無理だっていうのを国も言ってますので、まず現状認識、で、将来こうなったらいいなっていう程度で大丈夫と言ってますので、今の現況の地図を作って、もし空いたら、規模拡大をしたいという方がいらっしゃったら、そこと貸したい人っていうのをマッチングとか、そういうところを情報を提供していくというところで地図を活用、というところで考えております。

#### ○委員（15番）

協議の場っていうのは、そちらの方から設定していただけるんですかね。こちらの方からせにゃいかんとですかね。そのへんの話し合いの場を設けるあれは。どんなふうにしたらよかったですかね。

#### ○農政課

市の方で協議の場を、集まって下さいという形で、ご案内をして協議の場を設けたいと考えております。その前に、アンケートとかを取ってですね、将来の意向とかをお聞きした上で、現況の地図等の案を持って行ったうえで、そこで協議をさせていただきたいなと思っております。

なので、全校区、今年もしくは来年ぐらいに、皆さんにご協力いただくかと思っておりますので、是非、よろしくをお願いします。

#### ○委員（11番）

1 ページのところにですね。筑後市の農業構造についてということで、農家数が3年度で730、10年前で26%減少しているで、その下に農業従事者の1人当たり4,200,000円の収入と、1人当たりの年間の作業時間2,000時間水準という形になっておりますけど、今、結構、新規就農者で、トマト・ナス・イチゴぐらいですかね、してあると思うんですけど、と、今の場合は結局5年間くらい、収入が12、3万ですかね、5年間くらい保証されるでしょうが、今の新規就農者は、新規ということで、結局田んなかも持たんと、いう形での新規就農者やろうち思うけん、まあそれは良かろうち思うけん、昔、俺らんときは、田んなか、畑あったばってん、それに対して、ハウスがあったとすんなら、それに対して補助金もろたりなんかしよるけんですね、そこんにきば、結局、中途半端であれば、7、8年なるんですかね、制度が始まってから。

（そうですね、24年）

途中で、中途半端で辞めて、金返さやんとでしよ、だいたい。

## ○農政課

離農の仕方によります。例えば、病気とかですね、明確にやむを得ない理由ということでありましたら、返還義務は発生しないことになっております。

## ○委員（11番）

おらんごとなったり、わからんごとなつたもんもおるちは話は聞いとるけんですね。そこんにきば、筑後市がどげなふうにみてあるかですね、普通の農家のごたるもん、420万の2,000時間、俺どんも認定ばあれするときに、収入の2,000時間ちいうのは、5年毎に更新してきよるけんですね、時間ば減らして、うちも外国人ば入れた形で時間ば削ってきよるけんですね、そこらへんばどげなふうに思ちやるか尋ねたいと思いましたので。

## ○農政課

ありがとうございます。ご質問いただいた件に関して、私の方から回答いたします。現状、筑後市、毎年ですね、平均3、4名の方、新規就農の希望で、ほ場が見つかってはおります。次年度は、八女にあります研修センターの方で7名の方が研修されているんですけども、筑後市遊休ハウス等の状況で、次年度、概ね2名か、3名というところの確保ができる予定にはなっております。言われたようにですね、新規就農者、田んぼも畑も無い状態で入って来られますけども、市の方でも、きちんとこの基本構想に記載させていただいております時間、年収とかっていうところ、所得ですね、ところの水準をクリアできるかっていうところを、半年に1度、その方をお呼び立てして、就農の状況とかを事細かく、決算書と帳簿とすり合わせて、現在の経営状況を判断して、必要であれば、JA普及センター等フォローをさせていただいているところでございます。こう言った回答でよろしいでしょうか。

## ○委員（7番）

フォローはよかやん。けど、現実的に追跡調査ばしていかんと。実績やんけんね。

## ○農政課

追跡に関してはですね、資金をもらった期間、例えば5年間もらったとしたら、その倍の期間は、うちの方に収納の状況、毎月の業務の内容、作業日誌と決算書の写し、を提出するようになっております。半年に1回、っていうところで、離農される場合、基本的に離農は今まで2、3名、病気とかですね、があったんですけども、突発的なやむを得ない事情に当たらないような辞め方でおられなくなった方は、おられないで

す。半年に1度収納の状況を報告していただいているような内容です。

#### ○委員（11番）

ある程度そこまでいってから、ずっと就農してある方は、たぶんある程度収入あげてある方と思うんですけど、卒業してから何年か、5年くらいするとやっぱ、仕事外で、上げるもんは上げる、下がるもんは下がるような話聞くけんですね。

#### ○農政課

そうですね。簡潔に申し上げますと、資金を国の方からの補助金を貰える年数っていうのが、国の大前提、この期間で一人立ちできるようになりなねっていうような制度、期間の設定になっております。5年、今でいうと制度が変わって3年になっているんですけども、その3年間で、資金が無くても、一人立ちできるようにしていこうねっていうのが大前提で、あと、言われたように出来ない方、下がっていく方はもちろんおられてはいるんですけども、そこに関しましては、引き続き、JAと普及センターと指導に入っているような状況です。

#### ○委員（4番）

それは、新規就農じゃないですか。うちは後継者がおって、農大の方に行って、1年間野菜の勉強をしてですね、百何十万か、準備型で、契約してしてたんですよ。その内容が、また、ちょっと、今年、うちの父が亡くなったんですけど、それを飛び越えて、全部名義を替えろとか、もしくは、法人化せろち、なんか規定があつとでしょ。なんか、全部、自分の名義にする、もしくは、法人化を検討せろち。それが7年間以内に、それをクリアせんと、返金してくれっち言う話やったですたいね。今、自分も悩みよって、息子、高校から農大1年行っただけで、そんな大それたことっちいうか、法人化せろとか、ね、俺ば飛び抜かして、名義ば息子に替えろとか、ちょっと理不越すぎる内容にしか思えんとですよ。そこんにきばですたい、もう少しこう、誰が考えよるか分らんばってんが、ようっと知らん人が考えよっとやかっち思うごつ、通らん話ですたいね。

#### ○農政課

準備型に関しましてが、市が全く噛まない、県と息子さんのやり取りになっているかと思えます。

#### ○委員（4番）

息子が勝手にっちいうか分らんばってん、そげんか話してきとったけんですね。こ

らっちお前、責任とれよっち、返しきらんならお前、そればクリアしきらんならお前、百何十万、お前返さやんぜっち。そのリミットが後なんべんかですたいね。そいけん、ばってん、よくよく考えるとですね、ちょっと自分どんから考えるなら、後継者でするっちいうとに、なんか制約が多すぎるとやなかやかち思うとばってんですね。

#### ○農政課

ありがとうございます。

私の方からちょっと、明確にその旨の回答ができないので、意見としてお受けさせて。

#### ○委員（4番）

農林事務所にですね、それこそ今さっき調査じゃないけど、半年ごとに、報告書ば書いて提出している状況なんですけど。

#### ○委員（11番）

俺も息子ば農大に学科の方に2年やって、大分の方に1年やったとですよ、で、帰ってきたときに、制度のあったけんですね、聞いたっですよ、たら、俺は電照菊作りよったけんですね、電照菊やったら通らんっち、スプレーやったらよかっち言うたけんですね、すうかちおもたばってん、スプレーしたらしたで、箱類も違うし、ラッピングも違うけんですね、使わんやったばってんですね。

#### ○議長

あのですね。時間もだいぶ過ぎましたからですね、今回のですね、経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、ということですね、農業委員会に付議されておりますけど、最初に言われたように、新規就農と9ページと12か、地域計画の推進事業に関する事項について、という主にですね、改正点ということでしたけど、今、新規就農が、いろいろ質問事項もでておりましたけど、この地域計画の推進についてはですね、今後地域での協議の場と、アンケート等を取るというようなことですね、それで、令和7年の3月31日までにですね、あらかたの目標地図を、入れていきたいという市の考え方ですから、今ここで結論ということですけど、市の方向ですね、これについて、採決をすればいいわけでしょ。

なかなかこれは、今お話を聞かれてですね、いろいろな意見があると思いますから、なかなかここで結論がどういうことだってことは、出すことができないと思ひまして、農政課の方にはですね、今まで意見が出たことについてですね、十分内容を検討して

いただいでですね、一応、筑後市の農業委員会の基本構想の主な変更点ということで、承認を、採決をとりたいと思いますからですね、よかったら、市役所の、農政課の説明の範疇でですね、議案第9号ですかね、これについて、承認することに賛成する方の挙手をお願いしたいと思います。

#### ○委員（15番）

承認することには、いろいろあろうと思いますけども、この中の内容ですね、やっぱ、私も、十分に、初めて、これはもろとったから分かるけども、内容がですね、納得いかん点がいくつかありますですね、それを今からどういうふうにして解決して、市と連携してやっていくかっちいうこともですね、それけん、この1回じゃなくて、3回も4回もしてから、せにゃいかんと私は思っておりますが、いかがなもんですか。

（賛成です）

ただ1時間ぐらいでですね、

#### ○委員（11番）

今年からなつてある農業委員さんの方は、これ自体も、まだ1回読んじやるか、読んじやないか、内容ば賛否したつて、分らっしゃれんはずですよ。それけん、まあ2、3回おいた後ぐらいにですね、また、議案として、挙げてもろたらどげんやかっち思うとばつてんでですね。

#### ○議長

今言われたようにですね、結局は、質問があつたように、農政課自身も結論が出てないから、地域での協議の場とですね、アンケート調査等について、取り組んでいきますということだから、それについてですね、一応賛成を、保留であれば保留でいいと思いますよ。皆さん、

#### ○委員（15番）

保留じゃなくてですね、説明のある程度納得いくようなですね、農業委員さん、私も含めて、失礼ですけど、何年かしよりますけれども、そうじゃなくて、新しく、今度新しく来られた方もいらっしゃいますしですね、ある程度中身の把握をできるような形で、これやったらいいなつていうて、反対じゃなくて、そういうふうなことを十二分に審議したうえでですね、1回だけじゃなし、1時間くらいやなくて、1時間を3回でも4回でも、農業委員会のあるたんびによかばつてんでですね、2、3回、そういうふうな形で、していただければいいかなと私は提案してるわけです。

### ○委員（5番）

岡本さんの意見には、賛成でございます。

今まで話聞いておりました、新規就農のですね、大変ありがたいことで、何名かずつ筑後市も増えておりますが、その方々をですね、今後、地域に、根差したですね、担い手として如何に残していくのかというのが私は一番問題だと思います。ただ単に施設園芸だけしてもろてもですね、今後、労働力不足になりますので、早い話が、普通の水田等がですね、作られなくなる可能性が、多分にありますので、せっかく新規就農された方をですね、筑後市から逃がさないような方策で、地域と一緒にですね、頑張ってもらおうような方向が一番いいんじゃないかと私は思います。そこらへんを加味してですね、いろいろ話したらいいんじゃないかなと思います。

### ○委員（15番）

1年、2年先じゃなくて、5年先、10年先でもいいけれども、将来見通しの明るいような形で、筑後市も頑張っていかなきゃと思うとばってん、他の地域も増えんと思いますけども、農業の振興でもですね、筑後市独自の形で、住みやすい、作りやすいまちづくりをいっていかんといかんと思いますけど、そのへんの農業の伝えるやり方もですね、みんなで検討していったらいかがだと思います。

### ○委員（3番）

私も農業始めて、57年やっておりますが、前からですね、いろいろ自然環境とかなんとかで、苦しいことがあるわけですよ。いろいろ補助は出す、何は出すと言われる前に、冷パック大豆とか、こういう農家は公務員っちいうことは考えらっしゃれんのですかね。

ここに、新規の一人、四百何十万とかあるとばってん、上がらんですよ、こんなに。どこで考えよっちゃっとやかし思う。私も50年やってきて。

### ○議長

これは、地域計画のでしょうけど、新規就農なんかもですね、やっぱり農政課もなんかその、それぞれですね、知恵を絞ってですね、課内でも取り組んであるはずと思うんですよ。

### ○農政課

岡本さんからの意見と、各委員さんからの意見頂戴しまして、ありがとうございます。

本日ですね、議題として挙げさせていただいてますが、岡本さん、先程言われたようにですね、校区ごとの地域計画をこれから作っていくそのやり方、のこういう人たちを集めて、校区ごとに計画作っていくぞ、というのを今回追加で記載させていただいてる内容でございます。その点のみでございますので、その点踏まえただうえで、本日審議だけいただければというところ。

今回追加させていただいているのが、校区ごとで地域計画作っていきこうね、そのためにこういう人たちで集まろうね、今回、参集範囲は、こちらに書いてますように、農業委員さんとか、JAさん、中間管理機構さんを集めて、協議していきこうね、っていうその内容までは進めてなくて、そういう場を作っていきこうねっていう、地域計画こうやって作っていきこうねっていう概略だけの記載させていただいてますので、その先ですね、地域計画を作ろうとしたときに、いろんな問題があると思います。そういったところに関しては、今回の基本構想には記載させていただいて無いので、やり方、開催の方法、とかだけの記載になっておりますので、その点でご承認いただければと私は思っておるところでございます。

#### ○委員（15番）

承認は反対じゃなかですよ。

中身は後から基本点検大体基本的にですね将来的なこともあると含めてから質問したときに、こうですよっていう声お答えできるような形でしていただくと一番と思うんですよ。今回これだけじゃなくて、中身いろいろ質問されたこういう場合はこういうふうにせやん、どうかなということはこのなとこまでいかんばってん、それは賛成でよかですよ。

第一歩やんけんですね。こういう形で時間を短縮せん、何回も重ねてしていただければいいなという感じです。

#### ○委員（11番）

今の内容だけやったらわかっとはわかっですよ。  
ただこれ全体見渡している点で、言いよっですよ。

#### ○議長

先程も言いましたとおりですね、確かに30分ぐらいですね、しろっていうのは無理な話ですけど、ここに農政課のですね、図面を進めていかんといかんしですね、やっぱり、特に、改正点が、基本構想の改正点が、新規就農と、新しくですね、法律の改

正まであって、地域計画をですね、作成して、きちんと19条の3項には、目標地図まで入れるということだからですね、それに至るまでは、きちんと、地域のですね、地域での協議を設けたり、アンケートなんかを取ってですね、令和7年3月31日までにはですね、これは福岡県に報告せないかんことなっとつとですよ。

(農政課：最終的には国ですね)

そういうことですね、方向性だけをですね、承認していただけないだろうかと思っ  
て、提案しておるわけですよ。そういうことですよ。(農政課：はい)

#### ○委員(15番)

それはいいですよ。いいですけども、繰り返すようですけども、そら計画はまだ今から先ですよということじゃなくてそういうことも含めたところですね、していただければいいなと思ってるわけ。

#### ○議長

意見もだいぶん出ましたけど、この9号議案のですね、基本構想の維持改正という  
かですね、これで、9号議案について、賛成の方にですね、挙手を求めますので、賛成  
の方は。

#### 【賛成者挙手】

分かりました。賛成多数ですね。

賛成多数ということで、承認いたします。

これをもちまして第3回の農業委員会を閉会しますけど、報告事項にはいります。

午後3時48分 閉会